

フリ太郎とまなぶ

フリーランス



フリ太郎

ぼくは、かけだしの映画監督フリ太郎。
今、黒鬼社から、新しい映画の監督をしてくれない
かって言われているんだ！
だけど、契約内容にもやもやするところがあって……。

わたしはキッジー。空を飛べる技術を生かして
カメラマンをしているよ。フリ太郎くんとは友達で
一緒に映画を撮ったこともあるんだ！

キッジー



第1話

あたらしい法律のことを
知ってみよう！！



「・・・はあ」

「おはよう！フリ太郎くん
・・・どうしたの？今朝は元気がないね」



「おはようキッジー。
実はね、映画の監督をしないかって
黒鬼社から依頼されたんだけど・・・」



大手配給会社
黒鬼社

「え！あの大手の黒鬼社から！？
それはすごいね！」





「うん、そうなんだけど・・・。」

「・・・どうしたの？
なにか、不安なことや
気にかかることがあるの」



「・・・うん。少しだけ。
でも、個人ではたらく以上
仕方が無いかなと思っているんだ」

「ねえフリ太郎くん。
令和6年11月1日から
新しい法律が施行されるのは知っている？」



「新しい法律？
それってどんな法律なの？聞いてみたいかも」

フリーランス・事業者間取引適正化等法 について

近年、働き方の多様化が進み、フリーランスという働き方が普及してきた一方で、フリーランスが取引先との関係で、報酬の不払やハラスメントなど様々な問題やトラブルを経験していることが明らかになっています。

個人であるフリーランスと、組織である発注事業者の間における交渉力などの格差、それに伴うフリーランスの取引上の弱い立場に着目し、フリーランスが安心して働ける環境を整備するために制定されたのが「フリーランス・事業者間取引適正化等法」です。

この法律では、フリーランスと事業者間の取引について

・取引の適正化

・就業環境の整備

二つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めているよ。



取引の適正化

- ・公正取引委員会、中小企業庁

就業環境の整備

- ・厚生労働省（労働局）

管轄が分かれていますので、お問合せの際はご注意ください。

この法律は、フリーランスと取引を行う
全ての発注事業者が守らなければならない法律です。

法律上の定義

この法律が対象とする取引は、**発注事業者からフリーランスへの業務委託**となります。本法内のフリーランスと発注事業者の定義は次のとおりです。

フリーランス
(特定受託事業者)

・・・業務委託の相手方である事業者で、**従業員を使用しないもの。**

発注事業者
(特定業務委託事業者)

・・・フリーランスに業務委託する事業者で、**従業員を使用するもの。**

発注事業者
(業務委託事業者)

・・・フリーランスに業務委託する事業者。**フリーランスも含まれます。**

※この法律の従業員とは「週20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」のことを言います。

対象となる取引

対象とならない取引



事業者



フリーランス

業務を委託



フリーランス

委託ではなく
売買



消費者・事業者
(不特定多数)

上の図の場合。

事業者やフリ太郎くん（フリーランス）から、私が写真の撮影を委託されたら、この法律の対象になるよ。

でも、私が自分で撮影した写真を不特定多数（企業や消費者）に向けて販売した場合は、この法律の対象にならないよ。





「なるほど！じゃあ、今ボクが悩んでいる
黒鬼社とのことは、この法律の対象になるんだね」

「そうなんだ。ちなみにフリ太郎くんは
どんなところに悩んでいるんだい？」



「うーん。そうだね…それより先に
この法律のことをもっと勉強してみたいかも！」

「もちろん！まだまだ先は長いから
今回の説明はここまでにするね」

